

チャータースクールのアカウントビリティ

諸 橋 由 佳

The accountability for charter schools

Yuka MOROHASHI

In the United States "charter schools" is the public school system that is free from most of the regulations by state laws. Recently, many people pay attention to charter schools in Japan when they discuss the school autonomy and accountability in the public school reform.

However charter schools have so various forms to operate that it is difficult to know the actual situations of them. How charter schools make themselves accountable? What arrangements the charter authorizers make for the charter school accountability?

This article shows some arguments about the accountability, and then, describes what procedures and standards are operated to make charter schools accountable in Milwaukee, Wisconsin.

はじめに

チャータースクール(以下「CS」)とは、学区もしくはその他の非営利組織の認可を受けて学区から独立し、学校経営における自律性を保持すると同時に、学校責任を問われる公立学校である¹⁾。CSは、公的資金を受けている教育機関であり、多くの規制を免れ運営上の自律性を有する代わりに、そのパフォーマンスに対しては高い水準のアカウントビリティを保持することが求められる。

日本においても、公立学校へのさまざまな不満からCSに、特にCSの学校経営における自律性に注目する動きが、政党・NPO法人等多くの団体から起こっている²⁾。しかし、CSの自律性や革新性に注目が集まる一方で、その自律性を担保しているともいえるアカウントビリティが実際にはどのように果たされているのか。これは、重要なテーマである割にはそれを扱った研究がまだ少ない。

そこで本稿では、CSのアカウントビリティをめぐる議論の一端を紹介するとともに、米国ウィスコンシン

州ミルウォーキー市の事例を元に、CSのアカウントビリティを実際にはどのような手続や基準で果たそうとしているかを概観する。それにより、CSの理念において重要な位置を占めるアカウントビリティを保持するためにどのような仕掛けや努力が必要か、CSという理念を現実のものとして運用する際に、どのような努力がアメリカにおいて実際に積み上げられているのかを検討することにより、日本における学校の自律性の拡充とアカウントビリティをめぐる議論に貢献することを目的とする。

I. アカウントビリティ概念について

アカウントビリティとは何か。会計学で使用されていたアカウントビリティという概念を教育においてを提唱したのは、連邦教育局の副長官の任にあったレッシングャー(L. Lessinger)だといわれている。彼は、「アカウントビリティとは、公私の区別を問わず、サービスを提供することを契約合意した機関が、合意された条件、設定された期間および規定された資源と達成

基準によって遂行することに責任を持つこと」としている³⁾。概念自体が包括的・抽象的性格を持つものであったため、アカウントビリティという概念は広く用いられる一方でさまざまな政治的指向性を持つグループにより利用される側面を持つこととなった⁴⁾。他方、その概念の内実については、さまざまな議論が交わされるなかできわめて多義的なものとなっている。CSに関連した主要なものだけでも

- ① 消費者により牽引されるマーケット・アカウントビリティ
- ② 学力達成をベースにしたパフォーマンス・アカウントビリティ
- ③ 専門的特殊技能に基づくプロフェッショナルアカウントビリティ
- ④ 規制とモニタリングによる官僚主義的アカウントビリティ

の4つを挙げることができる⁵⁾。本稿ではさしあたりギンティス(H. Gintis)の「参加している学校のパフォーマンスに関する量的指標が、維持されかつ公衆に普及されていること」を念頭に置くこととする⁶⁾。

このように、アカウントビリティという概念は、それ自体が論争的で確たる定義も定まっていない。CSに関してはさらに複雑になる。ミネソタ州における最初のCS法成立過程でネイサン(J. Nathan)、コルドリー(T. Kolderie)らが形成していったCSというコンセプト自体に解釈の余地が大きく、州により同じものは二つとないといわれるほど多様なCS法が制定されている。そのため、伝統的公立学校が多くを官僚主義的コントロールによってアカウントビリティを保持しようとしてきたのに対し、CSは選択制であることからマーケットメカニズムにより、さらにはチャーター授与機関との約束を果たすという意味で学校のパフォーマンスを示すことによって、アカウントビリティが達成される、という程度の一般的合意はあるものの、「実際、諸州は独自にアカウントビリティの意味を構築している」⁷⁾のが現状といえる。

もちろん、CSは生徒の成果に責任をもち、高水準のパフォーマンスを維持すべきであるという合意はあり、ほとんどの州法にそのように規定されている。しかし、個々のチャーター授与機関のレベルでは、その多くがアカウントビリティ基準および契約更新プロセスを公式に設定していないという報告がなされている。それによると、たった27%のチャーター授与機関

が文書化されたアカウントビリティ基準を有しており、4%が調査時に開発中であった。また37%の機関が公式の更新手続を有しており、6%が開発中であったという。その理由としては準備不足と能力不足が指摘されている。

「多くのグループがCSを経営するために準備されているけれども、CSを監督するために準備されている政府機関(government agencies)はない。どのようにチャーター申請を募集し、もっとも有望なものをさがして申請を審査し、CSを助け、そのパフォーマンスを評価し、表彰し、制裁を加え、CS契約を終了または継続するかを、チャーター授与機関は学び始めたばかりなのである。」⁸⁾

また、各チャーター授与機関がCSの学術的業績を測定し診断しようとする場合には、以下の3つの根本的な問題と格闘しなければならない。

- ・ 生徒の学習に対するCSの貢献をどのように測定すればいいのか。
- ・ 改善しているCSとそうでないCSをどのように区別すればいいのか。
- ・ チャーターを維持するために、伝統的公立学校が達成した生徒の成長レベルと同じまたはそれを上回ることをCSに求めるべきか否か。

ところがこれらの問題は容易に答えのないものばかりである。そのため、ほとんどの授与機関が、測定された学術的業績ではなく、財政的能力・スキングの有無・適用される法の遵守といった点に注目している⁹⁾。これらの点で判断されることは、一見問題がないように見える。しかし実際には、このような事情の中でCSに対する期待と監督手続を明確にしていけないということは、CSが究極的には政治的な人気・迎合性(political popularity and compliance)に基づいて評価されるというメッセージを、チャーター授与機関が暗に送っていることを示しているのである¹⁰⁾。

II. 全米の傾向—連邦教育省報告より

上記のチャーター授与機関に関する調査報告書は、アリゾナ、カリフォルニア、コロラド、ジョージア、マサチューセッツ、ミシガンの6州(この6州でCSの大半を占めている)における調査を基にしたものである。それでは、この6州を含めた全米の傾向はどうなっているのだろうか。

アメリカの連邦教育省が行った調査結果報告書によると、生徒の学業達成をはかるために、96.4%のCSが学力標準テスト(standardized test)を用いている。このほかに、多くのCSが以下のような規格化されない指標を用いている。学力面での目標達成を見るために、生徒がその作品をデモンストレートする(89.0%)、生徒の作品集を提出する(81.4%)といったやり方を、その他の面での達成を見るために、親の満足度調査を行う(82.5%)、生徒へのインタビューや満足度調査を行う(71.2%)、生徒の生活態度の変化(behavioral indicators)を考慮する(75.6%)といったやり方を採用し、CSのさまざまな活動を正當に評価できるよう工夫している。

全体的に、新規設立のCSも既存の公立・私立学校からCSに転換した学校も、その採用する業績評価基準に違いはほとんど見られない。ただ、このような生徒の作品評価、親の満足度調査、生徒へのインタビューや調査、生活態度指標といった方法を採用している割合は、それぞれのパーセンテージの全てにおいて、元公立学校であったCSの方が、新規に設立されたCSや元私立学校のCSよりも高くなっている¹¹⁾。

では、生徒の学力達成に失敗したことを理由として閉鎖されるCSはどの程度あるのだろうか。連邦の報告書によれば、'98-99年にあらたに27校のCSが閉校した。'92年に最初のCSが開校してから数えて59校(全CSの4%近く)が閉校したことになる¹²⁾。フィン(C. E. Finn)によれば、閉校理由は、施設設備が基準を充たしていないことが明らかになった場合、学校のキーパーソンのスキャンダルによりコミュニティからの不信をかかった場合などさまざまであるが、もっとも一般的な理由は、経営者が資金を私用に使いこんだ等の経営上の失敗である。CSのアカウンタビリティを考えるうえで一番重要となってくる、生徒のパフォーマンスが低いために学区に閉校を迫られるという例は数件あるものの、そう多いわけではないという。例として、教育目標が達成できなかったミシガン州のタートルアイランドスクール(Turtle Island school)や、十分な結果が得られなかっただけでなく欠席が相次いだため閉校になった、ネイティブアメリカンを対象としたミネソタ州のダコタ・オープンスクール(Dakota Open school)等数件報告されている¹³⁾。また、ヘス(F. M. Hess)によればこれまでにパフォーマンスに関連した理由で閉鎖されたCSは1%に満たないという¹⁴⁾。

これについてフィンは、数少ないとはいえCSが実際に閉鎖されていることに注目し、アカウンタビリティが機能している証拠だとして肯定的に評価している。つまり、決して「失敗」せずに、読み書きのできない子どもを送り出しつづけている伝統的公立学校を考えれば、CSは、元に戻せるようにしたまま、改革がだんだん進歩していくようにするものであり、いくつかのCSの失敗はそのための必要悪である、としている。そして、これらCSの失敗があくまで必要最低限の「悪」であり、システム全体を汚染することがないように、警戒を怠らないことが重要であるというのである¹⁵⁾。

Ⅲ. ミルウォーキーの事例

それでは、実際にチャーター授与機関はどのようにしてCSのアカウンタビリティを担保しようとしているのだろうか。ここでは、州法において比較的厳密にCSのアカウンタビリティについて規定しているウィスコンシン州の、その最大都市であるミルウォーキー市の事例を取り上げる。なお、ミルウォーキー市にはチャーター授与機関が4つ存在するが¹⁶⁾、本稿では、比較的しっかりとしたアカウンタビリティ・プランをもつミルウォーキー学区を取り上げることにする。

A. ミルウォーキー学区のアカウンタビリティ・プラン

'96年6月に承認された学区のアカウンタビリティ・プランは、CSを含め学区のすべての学校に適用され、公立学校全体と個々の学校の教育プランとに反映される量的・質的指標からなる3層システムである¹⁷⁾。これは、学区内の学校の多様性を尊重しつつも、教育上のエクセレンスへの合意を強調するものとなっている。この3層システムは、具体的には次の3つの指標からなる。

- 第1層 システム全体の指標
 - 学区の目標に基づいた、
 - 学校ごとの6つの量的指標
- 第2層 各学校の指標
 - 個々の学校改善に基づく、
 - 学校ごとの5つの量的指標
- 第3層 学校のプロファイル
 - 学校ごとの1つの質的指標

第1層にあたる「システム全体のアカウンタビリティ

指標」は、各学校段階ごとに6つの項目が定められ、それぞれについて学区の目標とする数値が決められている。例えば中学校レベルでは以下の6つが定められている。

- ・ 第7学年に実施される学区のライティングテストにおいて、65%以上の生徒が「6」以上を取ること
- ・ 第7学年に実施される学区の数学テストにおいて、65%以上の生徒が習熟したことを示すこと
- ・ 第7学年に実施される学区の科学のテストにおいて、65%以上の生徒が習熟したことを示すこと
- ・ 第8学年に実施される州のWSASリーディングテストにおいて、58%以上の生徒が州の習熟達成レベルを満たすこと
- ・ 第8学年に実施されるWSAS数学テストにおいて、27%以上の生徒が州の習熟達成レベルを満たすこと
- ・ 学区の中学校習熟基準(Middle School Proficiencies)を満たすこと

B. CSに対するガイドライン

CSは、上記の第1層については学区の伝統的公立学校が行うものと同様の学力評価を実施し、同様の習熟度基準に従う。CSの独自性は、第2層にあたる各学校の5つの量的指標と、第3層の1つの学校の質的指標の設定において、またその指標の目標設定において、発揮されることとなる。

第2層の、各学校の量的指標は、学校目標と行動計画をもとに、以下の基準を充たすものとして設定される。

1. 前年に比べ(もしくは秋から春にかけて)生徒のパフォーマンスがどう変化したかを測定する。
 2. 5つのうち少なくとも2つの指標は、教育における公正(equity)を達成する特定の目標(経済的地位、民族、ジェンダー等に関するもの)に焦点をあてる。
 3. この指標は、相当に厳格であり達成に努力を必要とするものであるか、アカウントビリティ推進委員会(the Accountability Task Force)に承認されなければならない。
- 学校は独自の測定方法を持ち、この測定方法で測つ

た結果を、毎年春に学区の学力調査評価局(the Office of Research and Assessment)に報告する。

第3層の学校ベースの質的指標についてCSは、毎年春に学力調査評価局に学校独自の質的評価を記述した1ページの文書を提出する。これは、生徒の達成について逸話的(narrative)に述べれば足りるとされている¹⁸⁾。

C. MPS フリッチー校の事例

それでは、具体的にCSはどのような基準を第2層の学校ベースの量的指標としているのだろうか。ここでは、MPSの伝統的公立学校から1999年にCSに転換したグスタフ・A・フリッチー・チャーター中等学校(Gustav A. Fritsche Charter Middle School。以下「フリッチー校」)のものを紹介する¹⁹⁾。第2層の5つの指標と、2000年春・2001年春にそれぞれどのくらいの生徒がその基準をみたしたかを以下順に列挙する。

1. 第7学年・8学年の生徒のうち2000-01年に60～80%の出席率であった生徒の数を10%改善すること。

2000年春 0/57, 2001年春 14/30

2. GPA(grade point averages)が2.0未満で出席率が90%以上の第7学年生のうち10%の生徒のGPAを向上させること。

2000年春 0/69, 2001年春 47/66

3. RDプログラムで対象となる第6学年のリーディングの生徒において、mean lexile scoreを20%改善すること。

2000年春 654, 2001年春 743

4. 不登校(suspensions)の生徒数を10%削減すること。

2000年春 39, 2001年春 35

5. 6月第3金曜日から入学した第6学年生の(第7学年への: 訳者注)進学率を改善すること。

2000年春 299/352, 2001年春 320/370

D. CSの業績不振を理由とするチャーター破棄の決定基準

学区教委事務局は、CSが次の4つの決定基準(criteria)のうち3つを充たさない場合、学区教委に対し、CSの業績不振を報告しそれに基づく契約破棄を勧告する。

1. 学校が独自に設定した生徒の習熟と成長に関

する目標、およびその測定手法において、生徒がその達成水準を維持、もしくは改善していること

2. 9月の第3金曜日に登録された生徒の80%が、学校が行う学力標準テストの数学とリーディングにおいて、少なくとも1学年レベル分に相当する成績の向上を示すこと。
3. 学年レベル以下とされた生徒の過半数が、数学とリーディングの学力標準テストにおいて、1学年レベル以上に相当する成績の向上を示すこと。この評価は9月第3金曜日に登録された生徒に関してなされる。
4. 州実施の学力標準テストで「優秀 (proficient)」以上とされた生徒の割合が、ウィスコンシン州の平均を充たすか、もしくは超過すること。または州が要求するテスト (WSAS、WRCT) の結果が改善したことを示すこと²⁰⁾

E. ミルウォーキー学区アカウンタビリティ・プランの評価

このようなミルウォーキー学区のアカウンタビリティ・プランをどう評価するか。まず第一に、チャーター授与機関としてのミルウォーキー学区は、CSが達成すべき目標とその評価プロセスに関する規定をかなり明確に設定しているといえる。上述のように、曖昧な態度をとりがちな授与機関が多い中で、このようなミルウォーキー学区の取り組みは評価できるだろう。ただ、ミルウォーキー学区においてもパフォーマンスに関する理由で閉校になったCSはまだなく、これらの規定が本当に厳格に適用されるのかは、今の段階ではわからない。というのも、CSが上記の4つの決定基準(criteria)のうち3つを充たさない場合、学区教委に対し事務局は、CSの業績不振を報告しそれに基づく契約破棄を勧告することになっているが、学校の閉鎖は多くの関係者に痛みと困難をもたらすことが容易に予想されるため、勧告が受け入れられないおそれがあるからである。具体的には、「生徒は他の学校に転校しなければならず、その年の学習は確実に妨げられる。また教師は新しい職場を探さなければならない。そして学区は、生徒数を計算し直して、教育費の配分を修正しなければならない」²¹⁾。また閉鎖されるような学校にチャーターを交付してしまったことは授与機関としての学区の名譽を傷つけることにもなるかもし

れない。伝統的公立学校の同レベルのパフォーマンスに長い間耐えてきた人々からの不満が露出しかねないため、CSに対しパフォーマンスを基にした態度をとることをチャーター授与機関がいやがることもある²²⁾。学区事務局がパフォーマンスの失敗による契約破棄を勧告した場合に、学区教委が本当に契約を破棄するのか、それとも種々の政治的手法を用い学校の存続を優先させるのかは今後注目していく必要があるであろう。

第二の点は、ミルウォーキー学区のアカウンタビリティプランは学力偏重ではないかということである。学校の主たる目的は生徒の学力向上にあることは間違いないが、CSの場合には伝統的公立学校では対応しきれなかった生徒を対象としている学校も多い。よって伝統的公立学校以上にCSの業績を評価する際には、学力だけでなく多様な価値観をどこまで評価に組み込めるかが重要になってくる。

ミルウォーキー学区においてもその配慮を伺えるところもある。たとえば学区アカウンタビリティプランは、それぞれの学校の多様な価値観を尊重できるよう3層システムを採用している。これにより、学区の定める第1層だけではなく、第2層において各学校が採用する尺度で学校のパフォーマンスが測れるようになり、第3層において第2層で数値化された活動からもれてしまったものも救済する道を残している。また第2層においては、生徒の作品集提出や生徒のパフォーマンスのデモンストレーションと並び連邦調査報告において学力標準テスト以外の評価指標とされていた、生徒の生活習慣の改善を示す指標もいくつか入っている。具体的には、5つの量的指標のうち出席率の向上(1番目)、不登校生徒数の削減(4番目)である。しかし全体的な傾向としては、かなり学力向上に焦点を当てた指標になっているといえるであろう。

他方、業績不振を理由としたチャーター破棄の条件となる4つの決定基準は、あきらかに学力標準テストを視野に入れて設定されているとわかっていい。4つのうちの2つ目と3つ目は学校が行う学力標準テストの結果を基とするもので、4つ目は州の学力標準テストについて生徒の達成を見るものである。かろうじて1つ目に、学校が独自に定めた測定手法による生徒の達成水準を考慮できるようになっており、また第3層においては、学校が定めた質的指標について記述した書類を1枚提出する、とはなっている(しかし、これが

どの程度有効に判断の対象となり得ているかは甚だ心もとない)。CSにとってもっとも切実な問題の一つであるチャーター破棄条件が、学力標準テストにおける達成を念頭においたものであるならば、それ以外のアカウントビリティプランでさまざまな学校独自の量的・質的指標を設定しても、実際には機能し得ないのではないだろうか。

F. フィンによる提案

実際にCSのアカウントビリティをどう担保するかについては、まだあまり研究がなされていない。その中で、フィンは、より市場に委ねた、透明性を通じたアカウントビリティ(accountability via transparency)を提唱している。これはGAAP(一般に公正妥当と認められる会計原則)²³⁾を参考にしたGAAPE(Generally Accepted Accountability Principles for Education)という概念で、これにより関係者すべてに、実際に学校で何が起きているのか、それはどれほど機能しているのか、といったことをみる手段を提供することができるとしている²⁴⁾。

フィンは、生徒の達成に関する情報を学校が公開する際に、読んだ人が簡単にこの学校の達成を他の学校のそれと比較できるように、十分な情報を示しておくことを示唆している。具体的には、学校目標に対しどれだけの成果を上げたか、という学校内で完結するも

のと、学期終了後または一年後にどれだけの成果を上げることができたか、という年次変化を追うものと、学区・州・国の基準との比較や、他の学校・生徒のパフォーマンスとの比較ができるようにしたものという3種類の情報を提供することを提案しているが、この点などは、決断のもととなった情報がその企業において信用でき、また同種の情報を他企業と比較することや、一企業の他年度の記録と比較することを可能とするGAAPらしさを、教育の場面にもっとも反映させたものといえよう。

これに対しヴァガリ(S. Vergari)は一定の評価をした上で、フィンが自発的にこれらの情報公開を行うとしていることに対して、その実現可能性を疑問視している²⁶⁾。また、このように複雑な情報を学校選択において適切に用いることのできる親とできない親の差をどう考えたらいいか、ということも問題になるだろう。やはり株式と学校では人々の生活にしめる重さが違うであろうし、CSの財務面での公正さや関連法規の遵守以上にこれらの基準を適用するには、細心の注意が必要になるのではないか。また、GAAPは、大学からタクシー会社にまで適用される基準である性格上その団体の行う投資額や活動量などに注目していて、その会社なり組織なりの性質であるとか、目的、事業哲学といったものは一切考慮されないという点、個々の学校の達成を他校・他年度と比較可能なかたちに加工す

財務部門のアカウントビリティ (GAAP)	教育部門のアカウントビリティ (GAAPE)
レベルⅠ：企業 企業は内部管理をし、株主への年次報告書を含め必要な全情報を会計監査役に提供する。財務報告書は一般に認められた会計原則(GAAP)を用いて作成する。	レベルⅠ：チャータースクール チャータースクールは内部管理をし顧客と関係者(父母、認可者、地域社会の人、ジャーナリスト、政策立案者等)に対し学校の成果を説明することができる透明な運営制度をもたなければならない。
レベルⅡ：会計監査役 会計監査役は必要な情報を企業から入手し、財務記録がGAAPと一致することを確認する。会計監査役は、企業の財務報告書を審査し「署名」する。このことで企業の帳簿が適切で信頼できる情報が掲載されていることを市場に伝える。	レベルⅡ：認可者 認可者は、チャーターを認可し、チャータースクールとアカウントビリティ協定を結び、(テスト成績の検査や学校訪問を行って)学校の成果を監視し、(公開された)独自の基準を使ってチャーターを更新するかどうかを決める。
レベルⅢ：財務会計基準審議会 財務会計基準審査会は、企業や会計専門家、取締役、政策立案者から助言を受けて、GAAPを作成する。	レベルⅢ：州 州議会はチャータースクール法を制定し、各校のアカウントビリティ規定、達成基準、全校に義務づけるテストの概要を定める。州はまた全チャータースクール・プログラムに対する会計監査と評価の仕組みを決める。

表1：財務部門と教育部門のアカウントビリティ (フィン、2001)²⁵⁾

ることの困難さなども気になるところである。

もっとも、このような観点に立った学校情報公開は、今後さらに求められるものであろう。学校の業績がそのまま契約の存続条件となるCSに適用するかはともかく、今後このような研究がさらに進むことを期待したい。

おわりに

日本においてCSの導入を目指す人々は、CSをリースクール的な存在と捉えがちであるように思う。そのような目から見れば、これまで述べてきた議論にはきっと違和感を覚えるであろう。ただ、公的資金を投入するからには、そこには相当の公共性と投入のルール設定が求められる。サポート・バット・ノー・コントロールはあり得ないし、今後求めていくべきものでもないと思う。その意味で、日本における論調はCSへの過度の期待をもっているといえる。

他方、CSに対する「再規制を防ぐ原動力となるのは、数州で全公立学校に課している総合的なアカウントビリティ制度（成功への報酬、失敗を改善する集団的努力など）であ」²⁷⁾るとし、「チャータースクール運動が自らへのもっとも厳しい批判者、品質管理の最良の担い手とな」²⁸⁾ることを求めるフィンのような考えもあるが、これを突き詰めると、CSの自律性・革新性の実現はかなり懐疑的にならざるを得ない。

そこには、アメリカの改革の狙いが、人種統合から学力向上に推移してきていることが挙げられよう。ネイサンが、アカウントビリティ確保のための基礎学力測定は当然であり「各チャータースクールの個々の特色というものは、それ以外の学習分野で発揮されるものなのです」²⁹⁾とあっさり言い切るところからも、学校のやるべきことは何よりもまず子どもに基礎学力をつけさせることだ、という意識が伺える。しかし、日本でCSの導入を期待している人々にとって、この学力測定の必要性はコンセンサスがあるだろうか。

また、フィンのようにアカウントビリティ制度の精緻化を進める動きに対し、人事・教科面での制約のようなインプットに対する規制であれ、パフォーマンスに基づいた更新のようなアウトプットに対する規制であれ、CSを市場がもたらす終焉という形から離れたものにしてしまうという指摘³⁰⁾もある。CSには、支持してくれる生徒・親が離れてしまえば閉校になるという

市場アカウントビリティも働くのであるから、そこを選ぶ生徒が一定以上いる限り、パフォーマンスアカウントビリティを厳密に確保しようとしなくとも良いという見方もできるであろう。

今回は、CSのアカウントビリティというタイトルを付けながら、市場アカウントビリティよりもパフォーマンス・アカウントビリティに焦点を当てる結果となった。確かにパフォーマンス・アカウントビリティのあり方が論争的なのに対し、市場アカウントビリティは、その学校を選んだ生徒数に如実に現れるためわかりやすい。だが、本当に市場にまかせきりでいいのか、公的資金を投入するからにはある程度の質の担保がされるべきではないか、という議論もあるだろう。CSにおいて、また学校選択全体において、パフォーマンス・アカウントビリティと市場アカウントビリティがどのように連携し、または対立してアカウントビリティを果たしていくのか、今後さらに検討する必要がある。

註

- 1) 湯藤定宗「ミネソタ州におけるチャータースクールの普及状況に関する一考察」『アメリカ教育学会紀要』第8号、1997、p. 21
- 2) 詳細は、天野一哉『子どもが「個立」できる学校』角川書店、2001を参照。
- 3) 岩永定「アメリカにおける教育アカウントビリティ論とその諸政策」中島直忠編著『教育行政学の課題』教育開発研究所、1992、p. 452
- 4) 同上、p. 453
- 5) Fusarelli, L.D. & Crawford, J.R., (2001). Introduction, *Education and Urban Society*, 33(2), p. 108-109
- 6) Gintis, H. (1995) The political economy of school choice. *Teachers College Record*, 96(3), p. 492 (翻訳筆者)
- 7) Garn, G., & Cobb, C.D. (2001). A framework for understanding charter school accountability. *Education and Urban Society*, 33(2), p. 115 (翻訳筆者)
- 8) Center on Reinventing Public Education Daniel J. Evans School of Public Affairs University of Washington, *A Charter School Accountability: National Charter School Accountability Study*, U.S. Department of Education Office of Educational Research and Improvement, 2000. 6., p. 45 (翻訳筆者)。また、カリフォルニアでの調査を元に、達成目標や評価に関する

- チャーター関連の文書が曖昧な表現を用いる傾向があること、モニタリングを行う機関が評価に関し相反する態度をとる(ambivalent)ことを指摘する同様の報告がある。
- Wells, A. S., & Research Associates. (1998). Charter school reform in California: Does it meet expectations? *Phi Delta Kappan*, p. 80(4)
- 9) Ibid., p. 45
- 10) Ibid., p. ix
- 11) RPP International, Nelson, B., Berman, P., Ericson, J., Kamprath, N., Perry, R., Silverman, D., & Solomon, D., (2000, January). *The State of Charter Schools 2000. National study of charter schools: Fourth-Year Report*, Washington, DC: Office of Educational Research and Improvement, U.S. Department of Education, p. 54
- 12) Ibid., p. 1
- 13) チェスター・フィン他著、高野良一監訳『チャータースクールの胎動』青木書店、2001、p. 117-178
- 14) Hess, F. M., (2001). Whaddya mean you want to close my school?: The politics of regulatory accountability in charter schooling, *Education and Urban Society*, 33(2), p. 142
- 15) フィン、前掲書、p. 180
- 16) ミルウォーキー学区、ミルウォーキー市議会、ウィスコンシン州立大学ミルウォーキー校、ミルウォーキー地域技術大学の4つである。
- 17) *MPS CHARTER SCHOOL INFORMATION*, Office of Board Governance, Fall, 1999, p. 37-38 (翻訳筆者)
- 18) Ibid., p. 38 (翻訳筆者)
- 19) フリッチー校校長 William G. Andrekopoulos 氏からいただいた fax による。(翻訳筆者)
- 20) *MPS CHARTER SCHOOL INFORMATION*, op. cit., p. 57. なお翻訳の際、成松美枝「米国・ミルウォーキー市の学校選択導入による教育改革」(日本教育行政学会第36回大会発表レジュメ、2001年11月3日)、p. 5を参照した。
- 21) フィン、前掲書、p. 179
- 22) Hill, P. H., Lake, R., Celio, M. B., with Campbell, C., Herdman, P., & Bulkley, K. (1999, September), *A study of charter school accountability* (Final report submitted to the U.S. Department of Education in completion of Contract #RC97110302). Seattle: Center on Reinventing Public Education, University of Wahington, cited in Vergari, S., (2001). Charter school authorizers, *Education and Urban Society*, 33(2), p. 136
- 23) General Accepted Accounting Principle. 財務会計基準審議会(Financial Accounting Standards Board)が発表する意見がこれにあたりと認められている。田中英夫他編『英米法辞典』東京大学出版会、1991、p. 378。GAAPは、NPOを含む民間団体が、標準化された形式と独立監査(independent audit。内部監査 internal audit の対立概念)を用いて、団体の活動とその結果を報告するためのものである。この会計基準により、財務の透明性と個々の企業間の比較可能性が担保されていると考えられている。
- 24) フィン、前掲書、p. 181-182
- 25) 同上、p. 185
- 26) Vergari, S., (2001). Charter school authorizers, *Education and Urban Society*, 33(2), p. 137
- 27) フィン、前掲書、p. 318
- 28) 同上、p. 332
- 29) ジョー・ネイサン著、大沼安史訳『チャータースクール』一光社、1997、p. 18
- 30) Hess (2001), p. 145